

【ドイツ】国籍法の改正

海外立法情報課 渡辺 富久子

* 国籍法が改正され、外国人の子で、ドイツで出生したことによりドイツ国籍を有するものが一定の要件を満たす場合には、成人後も二重国籍を保持することができるようになった。

1 背景

ドイツの国籍法は、両親のどちらかがドイツ人であれば、その子をドイツ人とする血統主義を定めているが、1999年の国籍法の改正（注1）により、これに出生地主義の要素が加えられた。すなわち、2000年以降ドイツで生まれた外国人の子は、両親のどちらかが8年以上ドイツに合法に滞在し、かつ、無期限の滞在資格を有している場合には、ドイツ国籍を取得できるようになった。ただし、当該子は18歳から23歳までに、ドイツ国籍又は親の国籍のいずれかを選択しなければならない（第29条）。

このようにして国籍の選択を迫られる者は、2018年以降、毎年約4万人に上ると推定されている（注2）。これらの者は、ドイツで育ち、ドイツとの内的なつながりを有していても、ドイツ国籍を喪失することになりかねないという状況があった。

他方、他のEU加盟国やスイス出身の者、また、国籍離脱を容認しないイランやモロッコ等出身の者には、両親とも外国人であっても、従来から二重国籍が容認されている（第12条）（注3）。

2 改正国籍法の概要

このような背景から、外国人の子で、ドイツで出生したことによりドイツ国籍を有するものが国籍を選択しなくてすむようにするための国籍法改正法案（注4）が、2014年7月に連邦議会を、9月に連邦参議院を通過した。改正国籍法は、公布から1か月後に施行される。デメジエール連邦内務大臣は、今回の改正は、該当者に対して、ドイツにおける永続的な職業活動と家族生活のために必要な法的安定性を与えるのみならず、ドイツ社会の結束を強めるためにも有益であると、連邦議会の法案趣旨説明において述べている（注5）。ドイツにはトルコ系の移民が最も多く、改正国籍法は、とりわけこれらのトルコ系移民に対して大きな意味を持つとされている（注6）。以下、同法の概要を紹介する。

(1) 国籍選択の義務に服さない外国人の要件

外国人の子で、ドイツで出生したことによりドイツ国籍を有するものが、満21歳の時点で次のいずれかの要件を満たす場合には、国籍選択の義務に服しないとされた。

- ① 8年間ドイツ国内に滞在したこと。
- ② 6年間ドイツの学校に通ったこと。

③ドイツ国内の学校を卒業又は職業教育を修了したこと。

上記の要件を満たさない者は、従前どおり国籍を選択しなければならない。(第 29 条第 1a 項)

(2) 要件の審査

外国人の子で、ドイツで出生したことによりドイツ国籍を有するものは、上記のいずれかの要件を満たしたときに、所轄官庁に申請し、国籍選択の義務に服さないことを所轄官庁に確認させ、拘束力を持たせることができる。

外国人の子で、ドイツで出生したことによりドイツ国籍を有するものについて、この者が満 21 歳になるまでに上記の所轄官庁による確認が行われない場合には、所轄官庁は、住民登録データに基づいて、8 年間ドイツ国内に滞在したという要件を満たすか否かを審査する。要件を満たす場合には、当該外国人の子は、国籍選択の義務に服さないことになる。

所轄官庁の審査において 8 年間のドイツ国内滞在の要件を満たすことが確認されなかった場合には、所轄官庁は、この者に、他の要件を満たすことを証明するよう教示する(注 7)。学校の卒業証書等が提出された場合には、所轄官庁は、この者にドイツ国籍の保持を認めることを、職権で決定する。要件を満たすことが認められない場合には、所轄官庁は、この者に対して、国籍を選択しなければならない旨を教示する。(第 29 条第 5 項)

注(インターネット情報は 2014 年 10 月 21 日現在である。)

- (1) Gesetz zur Reform des Staatsangehörigkeitsrechts vom 15. Juli 1999 (BGBl. I S.1618). 改正法の主要部分は、2000 年 1 月 1 日に施行された。
- (2) 2000 年 1 月 1 日時点で 10 歳未満であった外国人で、通常の滞在資格を有するものには、2000 年末までの申請によりドイツ国籍が与えられたため(第 40b 条)、実際には 2013 年以降、国籍の選択をしなければならない者が発生している。
- (3) 現在、ドイツで二重国籍を有する者は、約 430 万人である。Zeit オンライン記事を参照。<<http://www.zeit.de/gesellschaft/2014-04/doppelte-staatsbuergerschaft-anteil-bevoelkerung>>
- (4) Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/1312, 1955, 2005*.
- (5) Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll 18/46, S.4184*.
- (6) Zeit オンライン記事を参照。<<http://www.zeit.de/politik/deutschland/2014-07/doppelpass-doppelte-staatsbuergerschaft-bundestag-beschluss>>
- (7) 外国人の子で、ドイツで出生したことによりドイツ国籍を有するもの年間約 4 万人のうち 90%については、住民登録データに基づく審査のみで、要件を満たすことを確認できるとされている。Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll 18/39, S.3350*.

参考文献

- ・佐藤成基「「血統共同体」からの決別」『社会志林』55(4), 2009.3, pp.73-111.
- ・Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/1312, 2005*.